



法人 ながおか

ひまわりと言えば“夏”花畑いっぱい
に咲き誇る姿を見ていると自然と元気が湧いてきます。

花言葉、私はあなただけを見つめる・
光輝・情熱・愛慕・崇拜 etc…
どれがお好みですか？

写真提供：長岡市美術協会写真部門
題字：山本享靖氏
(第66代長岡税務署長)

2017 夏号

vol.128



公益社団法人 長岡法人会

平成29年度 通常総会のご報告

平成29年6月8日（木）ホテルニューオータニ長岡において、第5回通常総会を開催いたしました。

当日は大勢の来賓、会員の方々にご参加いただいたなか、予定された議事等も滞りなく進み、役員改選案等の審議事項も無事承認いただきました。また、総会に併せて長岡税務署長感謝状贈呈、長岡法人会功労者表彰もとり行われました。



長岡税務署 建入署長 通常総会祝辞

公益社団法人長岡法人会の平成29年度通常総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、総会が盛大に開催され、平成28年度の事業報告を始めとする、全ての議事が滞りなく承認・可決されましたことを、心からお慶び申し上げます。

本年は役員の改選時期でございましたが、退任されました役員の皆様におかれましては、多年にわたり長岡法人会の発展に貢献され、心より敬意と感謝を申し上げる次第であります。

また、新たに選任された役員並びに留任された役員の皆様におかれましては、法人会活動の更なる充実に一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

また先ほどは、女性部会の功績に対し感謝の意を表させていただきました。

女性部会におかれましては、市民活動フェスタにおける税金クイズの実施、特に平成28年度は県法連女性部会連絡協議会合同セミナーの長岡開催、更には小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」に新たに取り組みされるなど、多くの社会貢献活動を活発に展開されました。

これもひとえに役員及びに会員の皆様の献身的な活動の結果であり深く敬意を表するとともに、今後も女性らしい活発な事業活動を展開されますようご期待申し上げます。

改めまして、長岡法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり、ご理解と格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

長岡法人会におかれましては、よき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展に貢献されておられます。税に関する各種説明会をはじめ、租税教育支援活動などを通じまして、長岡法人会の皆様が、正しい税知識の普及や納税道義の高揚に努められておられますことは、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

さて、平成28年11月の税制改正により、平成31年10月に消費税率10%への引上げと消費税軽減税率制度が実施されることとなりました。

国税当局としましては、納税者の皆様が軽減税率制度を含む改正内容や消費税の仕組みを十分に理解し、自ら適正な申告・納付ができるよう、制度の円滑な導入に向けた周知・広報、相談等に着実に取り組んでいくこととしております。

長岡法人会におかれましては、会員の皆様が同制度を十分に理解していただけるよう、説明会の開催などのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人長岡法人会の益々のご発展と会員皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄ご隆盛を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、誠におめでとうございます。



表彰受賞者

(敬称略：順不同)

長岡税務署長 感謝状受彰者

公益社団法人長岡法人会 女性部会



税務署長感謝状受彰の鷺頭前女性部会長

長岡法人会 功労者表彰受彰者

<感謝状>

1. 正副会長を務めた退任者

中村 登 (前副会長・与板支部長)

2. 役員定年による退任者

板屋 忠 (前常任理事・小国支部長)

3. 長期役員を務めた退任者

解良徳三郎 (前常任理事・寺泊支部長)

大宮 怜子 (前理事・厚生事業推進副委員長)

菊地 勝也 (前常任理事・和島支部長)

小川 幹夫 (前常任理事・出雲崎支部長)



功労者表彰受彰者の皆様

<表彰状>

杉野 隆志 (栃尾支部理事)

佐藤 良栄 (栃尾支部理事)

石丸 博基 (与板支部理事)

阿部 敏雄 (与板支部理事)

講演会

演題：「安倍長期政権の行方～日本周辺で何が起きているか？」

講師：加藤 清隆 氏 (政治評論家)



『そこまで言って委員会』のレギュラーとしてご活躍の加藤先生より、以下の3点についてお話を頂きました。

①北朝鮮について：もしも朝鮮半島で戦争となると、在日米軍基地を攻撃してくる可能性が高い。

スカッドと推測される秋田沖へ着弾した飛翔体の射程距離は1000キロ。これは、岩国・佐世保までの距離となる。かつての朝鮮戦争において勝利目前から休戦ラインまで撤退せざるを得なかった最大の理由は米軍の後方支援力を断てなかったからと北朝鮮は分析している。

故に、在日米軍基地への攻撃を想定すべき。因みに警察庁は北朝鮮の特殊工作部隊が数百名すでに日本に侵入している事を確認。また、もしも、スカッドが国会議事堂に落ちたら死者40万人と想定している。

②アメリカについて：大陸国家(独仏中露)と海洋国家(英米日)とに分裂しつつあると解説。

G7にてメンバー皆、トランプを無視か敵愾心を剥き出しにしたとのこと。パックスアメリカーナは終焉したと言える。軍隊・政治・公職経験なしのトラ

ンプ大統領は一貫した外交方針を貫けないと考察。

その結果、アメリカは交渉で負け、韓国は北朝鮮に飲み込まれるだろう。アメリカは北朝鮮に対して体制崩壊を目指さず、体制維持を保証する旨の妥協案を示しており、2049年建国100年に向けて盤石の態勢を目指すのでは。

③安倍政権の行方について：2018年12月衆議院任期満了選挙で3期9年2021年9月まで総裁を目指しつつ、憲法改正に挑み、2020年に施行。

政治は妥協と割り切り、第二項を改定し国軍を明記する理想は捨て、第9条一項二項は変えずに自衛隊の明記を目指す。

さて、この講演は6/8に開催された訳ですが、現在、この講演録をまとめている最中においても上記に影響を及ぼすであろう様々な報道がなされております。会報が皆様のお手元に届く頃に上記の講演内容が吹き飛んでしまう世相になっている事もあるかも、と思いつつ、筆を置きます。(笑)

鷺尾達雄

懇親会

通常総会の後、来賓・
会員91名で懇親会を開
催いたしました。



県連通常総会

平成29年6月20日（火）ホテルイタリア軒において県連通常総会が開催されました。
当会からは県連役員はじめ代議員の皆様からご出席いただきました。
通常総会に続いて行われた表彰式で当会からは次の皆様が功労者表彰を受章されました。

【全法連功労者表彰受章者】

高橋 利春 殿 深見 政英 殿

【県法連功労者表彰受章者】

（単位会役員）

大井 尚敏 殿 中村 登 殿
金沢 昭治 殿



親睦ゴルフ大会

会員の皆様の親睦・交流ゴルフ大会を次の
とおり開催いたします。

- ◇日 時 平成29年7月20日(木)
- ◇場 所 長岡カントリー倶楽部
- ◇表 彰 式 かも川別館



開催した諸会議

監事会	4月13日(木)	平成28年度監査
総務・財務合同委員会	4月14日(金)	平成28年度決算
正副会長会議	4月19日(水)	理事会議案審議
第15回理事会	4月19日(水)	平成28年度決算
女性部会役員会	4月24日(月)	定時総会議案審議
女性部会定時総会	6月 8日(水)	平成28年度決算承認
正副会長会議	6月 8日(水)	通常総会議案審議
第5回通常総会	6月 8日(水)	平成28年度決算承認
編集会議	6月19日(火)	第128号編集

出席した諸会議

全国女性フォーラム	4月 7日(金)	鹿児島大会
租税教育推進協議会	5月16日(火)	長岡地区
総務委員会	5月29日(月)	新潟県連
理事会	6月 6日(火)	新潟県連
税制委員会	6月13日(火)	新潟県連
税団協役員会	6月14日(水)	長岡署管内
通常総会	6月20日(木)	新潟県連

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成29年度税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われるとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成29年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)については、「中小企業経営強化税制」として改組され、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備が対象に追加されました。 中小企業投資促進税制については、適用期限が2年延長されました(対象資産から器具備品を除外)。

3. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 地域経済と雇用の担い手である中小企業には、依然としてアベノミクス効果が浸透していないとの声が多い。相乗効果が期待された地方創生との関連でも、その成果を目に見える形で示していくべき。 償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例(課税標準を最初の3年間は価格の2分の1とする)措置については、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等が追加されました。 地方拠点強化税制については、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)について、無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額が引き上げられる等の拡充措置が講じられました。

【事業承継税制】

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件が緩和されました。

2. 取引相場のない株式の評価の見直し

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引相場のない株式の評価(類似業種比準方式)については、配当、利益、簿価純資産の比重を1:1:1(改正前1:3:1)とするなど株式の算出方法の見直しが行われました。

【その他】

1. 震災復興

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤が整備されました。

長岡法人会会員の皆様方へのお知らせ

税務署に提出する「法人事業概況説明書」に、長岡法人会に加入していることや、自主点検チェックシートを作成していることを記載しましょう。
 税務当局に対して「健全な納税団体」の会員であることを知らせると同時に、貴社が税に対して前向きに対処していることをアピールできます。

※法人会では、企業の税務コンプライアンスの向上のための取組として「自主点検チェックシート」の活用を推奨しています。「自主点検チェックシート」を作成している場合は記載してください。

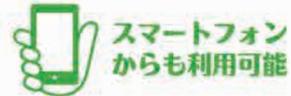
(表)

(裏)

16 加入組合等の 状況	長岡法人会会員・長岡法人会理事			
	(役職名)			
	(役職名)			
	営業時間	開店 時	閉店 時	
定休日	毎週 (毎月)	曜日 (日)		

14 帳簿類の 備付状況	帳簿書類の名称	
	自主点検チェックシート	

平成 29 年 1 月 4 日から インターネットを利用した 国税のクレジットカード納付が 始まります



平成 29 年 1 月 4 日から、インターネットを利用した国税のクレジットカード納付を開始します。
お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末から「国税クレジットカードお支払サイト」へ
アクセスし、納付手続きが行えます。
※ 国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス株式会社)へ、国税の納付の立替払いを委託する手続となります。



← 上記サイトのコードはこちら
(平成 29 年 1 月 4 日からご利用できます。)

ご利用に当たって(注意事項)

- クレジットカード納付では、納付税額に応じた**決済手数料がかかります**(最初の 1 万円までは 76 円(消費税別)、以後 1 万円を超えるごとに 76 円(消費税別)が加算されます。)
※決済手数料は、国の収入になるものではありません。
- クレジットカード納付ができる金額は、1,000 万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料を含む)です。
- 利用可能なクレジットカードは、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD です。



- クレジットカード納付では、**領収証書は発行されません**。
領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付してください。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消しはできません。
- 納付手続きの完了後、その納付手続きにより納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。
- 金融機関や税務署の**窓口では、クレジットカードによる納付はできません**。
- クレジットカード納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3 週間程度かかる場合があります。
- 源泉所得税(納税告知分以外)のクレジットカード納付は平成 29 年 6 月からの開始を予定しています。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

国税庁 検索

